広島県Ｂ地域

離職後２年以内に他の単位地域から

広島県Ｂ地域で登録するときの講習の流れ

●広島県Ｂ地域全事業者

※地理講習（個別講習）の受講が必要

①講習希望日の前日までにＦＡＸで申し込み（広島県タクシー協会事務局　082-293-9296）
個別講習実施承認申請書（別紙４）

②広島県タクシー協会から地理テキストを送付
各社で地理講習実施

③ＦＡＸで講習実施修了の報告（広島県タクシー協会事務局　082-293-9296）
個別講習実施報告書（別紙５）

④講習修了証交付（協会事務局）

⑤登録と運転者証交付申請
※登録は新規登録となり、もとの単位地域の原簿から登録を消除していることが必要。
登録消除をする時は、前雇用会社の運転者証が返納されていることが必要。

【手数料の支払いについて】
協会加盟事業者　：協会費と併せて請求
協会非加盟事業者：講習料及び登録等手数料は、登録申請時に現金で支払う

講習料

地理（地理教本代 1,100 円込）	2,100 円

登録等手数料

登録申請	1,750 円
運転者証交付申請	1,750 円

別紙４

個 別 講 習 実 施 承 認 申 請 書

令和　　年　　月　　日

広島地域認定講習実施機関
（一社）広島県タクシー協会　会長　様
（広島県タクシー運転者登録センター）

住　　所
名　　称
代表者氏名

タクシー業務適正化特別措置法第７条第１項第３号に規定する講習（運転者として登録するための講習）について、下記のとおり行いたいので申請します。

講習する科目	地　　理（広島県Ｂ地域の全域の地理を含む） （都市部３時間、都市部以外１時間）		
受　講　料	2,100円（教本代1,100円込）		
	協会加盟事業者：協会費と併せてお支払いいただきます。		
	協会非加盟事業者：登録申請時に登録手数料と併せて現金書留でお送りください。		
講　習　日	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日		
講習場所 （教本送付場所）			
講師又は責任者 （効果測定及び補講実施者）			
受　講　者	氏名（ふりがな）	生年月日	所属事業者名
	（　　）	昭和 平成　　年　月　日	
	（　　）	昭和 平成　　年　月　日	
	（　　）	昭和 平成　　年　月　日	
	（　　）	昭和 平成　　年　月　日	

※広島県のうち都市部とは、呉市Ａ、東広島市、三原市、尾道市、福山交通圏の地域。
※広島県のうち都市部以外とは、呉市Ｂ、竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、江田島市、安芸高田市、山県郡、世羅郡、神石郡、豊田郡、佐伯交通圏、宮島の地域。

別紙５

個 別 講 習 実 施 報 告 書

令和　　年　　月　　日

広島地域認定講習実施機関
（一社）広島県タクシー協会　会長　様
（広島県タクシー運転者登録センター）

住　　所
名　　称
代表者氏名

タクシー業務適正化特別措置法第７条第１項第３号に規定する講習（運転者として登録するための講習）について、下記のとおり行いましたので報告します。

講習する科目 （該当に○印）	法令・安全・接遇	地　　理	
講　習　日	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日		
講習場所			
講師又は責任者 （効果測定及び補講実施者）			
受　講　者	氏名（ふりがな）	所属事業者名	効果測定の結果
	（　　）		可　・　否
	（　　）		可　・　否
	（　　）		可　・　否
	（　　）		可　・　否
	（　　）		可　・　否

注：法令等講習でＤＶＤを使用した場合は、そのＤＶＤはタクシー協会にご返却ください。